

児童育成支援拠点事業実施事業者募集要項

養育環境等にサポートが必要な、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う児童育成支援拠点事業の設置・運営を行う事業者を募集します。

1 業務委託契約の概要

(1) 委託件名

令和8年度福岡市児童育成支援拠点事業業務委託（東部）

(2) 目的

この事業（以下「本事業」という。）は、養育環境等にサポートが必要な、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 総事業費（令和8年10月から事業開始した場合）

上限額：16,082,500円

（消費税法別表第二に該当するため、同法第6条第1項により消費税は非課税。）

【内訳】

基本額：8,654,000円（※）

送迎加算：780,000円（※）

ソーシャルワーク専門職員加算：1,148,500円

賃借料補助加算：1,500,000円

開設準備経費：4,000,000円

（※）週5日開所した場合。

いずれも事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には各単価に「事業実施月数÷6」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

(5) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

2 実施場所

福岡市内1か所（東部エリア）

3 事業開始時期

令和8年10月中

4 応募条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技募集の公告日から事業実施候補者決定の日（事業実施候補者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲載されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
- (3) この提案競技募集の公告日から事業実施候補者決定の日（事業実施候補者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 児童福祉法、要綱（ガイドライン）などの法令等を遵守できること。
※要綱（ガイドライン）が掲示されているホームページアドレス
<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jido-kyoten>
- (8) 令和8年4月1日時点において、様々な課題（児童の発達障がい、親の養育能力の課題など）を抱えた親子の課題を解決するため支援した活動実績が1年以上あること（施設入所児童と親との関係調整の支援等も含む）。
- (9) 児童育成支援拠点事業所の管理者については、応募時点において提案した者を必ず管理者とすること。その他の職員については、応募時点においては採用予定でも可とする。
- (10) 児童育成支援拠点事業所の用に供する物件については、自己所有又は賃貸借のどちらでも差支えないものとする。賃貸借の場合は、応募時点においては契約までを要せず、仮押さえでの提案も可とする。
- (11) 運営に係る自己資金として、年間事業費の12分の1（1か月分）以上の現金（預金）を確保していること。

(12) 法人等の役員について、次の条件を満たしていること。

① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。

ア. 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ. 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ. イに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ. 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

② 関係行政庁の職員が法人等の役員となっていないこと。

③ 実際に法人等運営に参画できない者を、役員として名目的に選任していないこと。

④ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任又は役員として参加していないこと。

※なお、事業実施候補者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

5 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年6月10日(水)
(2) 説明会参加申込書提出期限	令和8年6月17日(水) 17時まで
(3) 説明会	令和8年6月24日(水) 14時から
(4) 質問書提出期限	令和8年6月30日(火) 17時まで
(5) 質問書回答	令和8年7月7日(火) 予定
(6) 参加申込書提出期限	令和8年7月15日(水) 17時まで
(7) 審査(評価・選定委員会)	令和8年7月27日(月) 予定
(8) 事業候補者決定	令和8年7月下旬 予定
(9) 事業者指定手続き等	令和8年7月下旬～8月中旬 予定
(10) 事業開始	令和8年10月中

6 説明会

(1) 開催日時

令和8年6月24日(水) 14時から

(2) 開催場所

オンライン (teams)

(3) 説明会の参加申込みについて

令和8年6月17日(水) 17時までに、説明会参加申込書(様式1)を「12 問い合わせ・提出先」へ電子メールで提出してください。

※説明会への参加は、提案競技への参加の必須条件ではありませんが、可能な限り説明会

への参加をお願いします。

7 質問の受付

疑義が生じた場合は、令和8年6月30日（火）17時までに質問書（様式2）を「12 問い合わせ・提出先」に電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、令和8年7月7日（火）までに福岡市ホームページに掲載します。

8 参加申込

提案競技への参加を希望する場合は、応募条件等を確認のうえ、下記のとおり参加申込書を提出してください。応募条件等を満たしていない場合は、応募書類を受け付けられませんので、ご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。

(1) 参加申込書の提出期限・提出方法

令和8年7月15日（水）17時までに、下記（2）の書類を「12 問い合わせ・提出先」に持参又は郵送（必着）してください。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(2) 提出書類

下記①から⑩までの書類を提出してください。

① 提案競技参加申込書（様式3）

② 登記事項証明書（法人の場合）

注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注）福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税および延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税および地方消費税納税証明書

注）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑤ 委任状（様式3-2）

注）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式3-2により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書（様式3-3）

注）様式3-3に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦ 役員名簿（様式3-4）

注）様式3-4に、代表者および役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑧ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注) 直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) NPO 法人の場合は、事業報告書等、活動計算書

⑨ 企画提案書(様式5-1)

⑩ 配置予定者の活動履歴等(様式5-2)

⑪ 追加提案業務(様式5-3)

⑫ 創設等理由書(様式6)

⑬ 管理者PR(様式7)

⑭ 法人調書(様式8-1)

⑮ 法人設立趣意、活動実績等(様式8-2)

⑯ 「様式5-1、8-1」関連の添付資料

※②~④については、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

※参加申込書提出後に提案競技への参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届(様式4)を提出すること。

9 応募に際しての留意事項

(1) 本事業の準備のために発生する事業所の仮押さえや採用活動等の費用及び応募書類の提出に要する経費については、すべて応募事業者の負担となります。

(2) 福岡市及び評価・選定委員会が認めた場合を除き、応募書類の提出後の変更は原則として認めません。

(3) 応募書類その他応募者から提出された書類は、返却しません。

(4) 提出された個人情報については、本募集手続きの目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。なお、応募書類については、福岡市情報公開条例に基づき、その内容を公開する場合があります。

(5) 下記に該当することが確認された場合、応募書類の受理を行いません。

① 条件等を満たしていない場合

② 応募書類の受理を行うことが適当でないと市長が認める場合

(6) 応募者及びその関係者が下記のいずれかに該当するときは、評価を行うことなく失格とします。また、候補者として選定された場合であっても、選定結果を取消し、失格とします。

① 評価・選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求め又は接触した場合

② 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

③ 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合

④ 応募書類の提出後、重要事項を福岡市の承諾なく変更した場合

⑤ 上記のほか市長が不適切と認めた場合

※福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係にある者及び同条例に反する行為を行う者であることが判明した場合は、評価を行うことなく失格とします。なお、応募者については、法人等役員全てについて、福岡県警本部組織犯罪対策課へ暴力団員の有無に関する照会を行います。

10 審査（事業者プレゼンテーション、評価・選定委員会）

（1）実施日時

令和8年7月27日(月)

※日時は参加申込者へ別途お知らせします。

（2）実施方法等

提出された書類をもとに、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

説明者は1団体3名までとしますが、管理者となる方は必ず参加をお願いします。

※その他詳細は参加申込者へ別途お知らせします。

（3）審査結果通知

審査結果については、全ての参加者に電子メールでお知らせする予定です。

11 評価・選定委員会における審査項目及び着眼点

下記事項を総合的に審査し、事業候補者を選考します。

評価項目 (配点)	評価の着眼点及び留意点
場 所 (10点)	○周辺環境について ・送迎を含めた対象エリアはどの範囲までか。
設 備 (10点)	○設備について ・支援の実施に必要な広さを確保しているか。 ・児童が集まることができる専用のスペース、その他支援の実施に必要な設備は設けられているか。
法 人 (10点)	○設立趣意等や福祉に対する取り組み、理解について ・児童福祉を目的とする経営理念が事業運営に反映されているか。 ・児童福祉のさらなる推進に向けた視点があるか。 ○法人の役員について ・法人の役員に児童福祉法の規定に違反した者はいないか。
計画内容 (30点)	○管理者について ・管理者にふさわしい人格、能力、経歴であるか。 ○職員について ・職員は相談者としてふさわしい人格、能力があるか。 ○支援内容について ・対象家庭への支援が充実しているか。 ○開所日数、開所時間について ・適切に運営できるものとなっているか。

追加提案 (10点)	○追加提案業務内容について ・ 子育て家庭福祉の向上につながる具体的な追加業務が提案されているか。 ・ 既存事業の活用も含めた総合的な支援ができるか。
資金計画 (10点)	○事業の資金計画について ・ 運営資金は確保できているか。 ○法人の運営状況について ・ 法人の財政状況が適切であるか。
総合評価 (20点)	○事業計画を確実に実現、継続できるか。 ・ 提案された事業計画（場所、計画内容、追加提案など）を確実に実現し、長期的に安定した運営ができるか。 ・ 将来にわたって、数多くの利用者に質の高い支援を提供するなど、児童育成支援拠点事業所としての役割を十分に発揮することが期待できるか。 ○その他の事項 ・ 上記以外で特に優れた事項があり、高評価の対象となり得るものがあるか。

12 問い合わせ・提出先

福岡市こども未来局こども家庭課

担当：井上、宗

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL：092-711-4238 FAX：092-733-5534

Mail: k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp